



平成 17 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 アジア パシフィック システム総研 株式会社
 代 表 者 の 代 表 取 締 役 会 長 木 庭 清
 役 職 名
 (コ ー ド 番 号 4 7 2 7)
 問 い 合 わ せ 先 取 締 役 佐 藤 秀 行
 T E L 0 3 - 3 9 8 5 - 4 3 1 1

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成17年5月27日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、下記のとおり平成17年6月29日開催予定の第36回定時株主総会に付議することを決議致しましたのでお知らせします。

記

1. 株主以外の者に特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する役職員の意欲や士気を高め、業績向上を図ることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役および従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式204,900株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認

める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

2,049個を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株とする。

(ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権1個あたりの払込金額は、1株当たりの払込金額420円に(3)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の行使に対しては、当社所有の自己株式の交付をもって充てることを予定しており、1株あたりの払込金額420円は平成17年3月末日現在の自己株式の平均取得価額407円に1.03を乗じた額を基準として定めている。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times 1 / \text{分割・併合の比率}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \{ \text{既発行株式数} + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}) / 1 \text{株当たりの時価} \} / (\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数})$$

上記の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月1日から平成21年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、

監査役、顧問または従業員その他これに準ずる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。

その他の条件については、本株主総会および取締役会決議により、当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却

当社は、新株予約権の割当てを受けた者又は相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡及び質入その他の処分についてはこれを認めない。

(注) 上記の内容については、平成 1 7 年 6 月 2 9 日開催予定の当社第 3 6 回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件とします。

以上